

REEL No. A-0217

0379

アジア歴史資料センター

昭和十四年五月十八日

支那事變關係聲明果

(譯文は假譯又は要譯なるも  
執務参考用として輯録す)



情報部 第二課

東洋局第一課

0046

REEL No. A-0217

0380

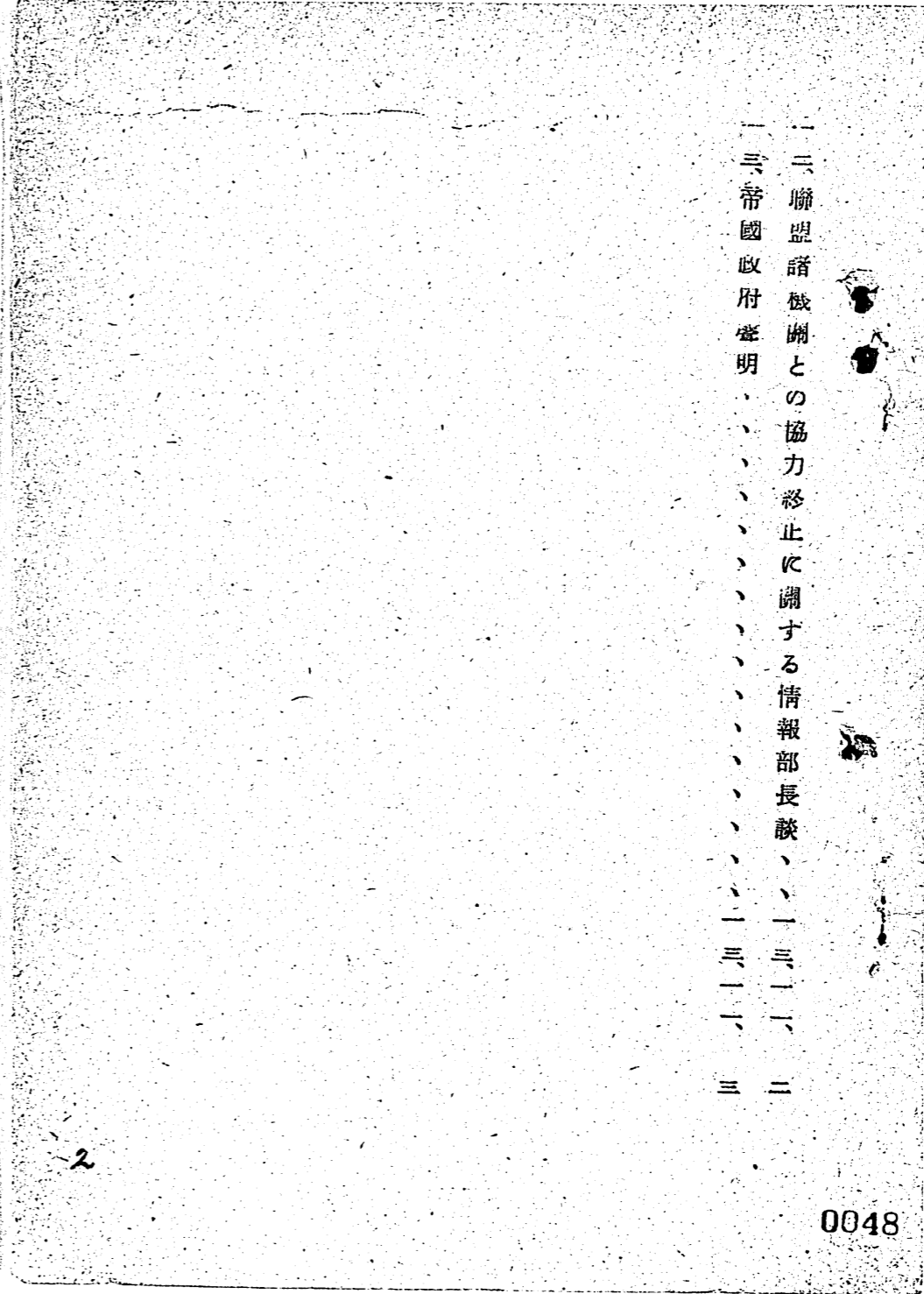
アジア歴史資料センター

目次

帝國政府

一、帝國政府第一次聲明、	一三
二、帝國政府第二次聲明、	一三
三、廣田外務大臣聲明、	一九
四、外務省聲明（對國際聯盟、米國）	一九
五、九國條約國會議不參加に關する帝國政府聲明、	二七
六、帝國政府聲明（國民政府を對手とせず）	二六
七、獨逸國政府を仲介とする日支和平交渉に關する外務當局談	一九
八、日支和平交渉説に對する情報部長談、	四一
九、駐日支那大使館引揚に關する情報部長談、	六七
一〇、王寵惠の和平論に關する情報部長談、	六二
一一、聯盟規約第十六條適用に關する情報部長談、	一三〇

0047



二、聯盟諸機關との協力終止に関する情報部長談、一三一、  
三、帝國政府聲明、一三一、  
三

2

0048

REEL No. A-0217



アジア歴史資料センター

中華民國聯合委員會

- 一、中華民國政府聯合委員會成立宣言、、、、一三、九二二
- 二、中華民國政府聯合委員會第二次宣言、、、、一三、一四
- 三、中華民國政府聯合委員會第三次宣言、、、、一四、一二四
- 四、中華民國政府聯合委員會第四次宣言、、、、一四、三三〇
- 五、中華民國政府聯合委員會聲明、、、、一四、三三〇

中華民國臨時政府

- 六、中華民國臨時政府宣言、、、、一三、一四
- 七、海關接收に関する中華民國臨時政府聲明、、、、一三、一六
- 八、帝國政府一月十六日聲明に關聯せる臨時政府聲明、一三、一七
- 九、中國聯合準備銀行開業に關する臨時政府聲明、一三、一八
- 一〇、黨軍の黄河堤防決潰に關する臨時政府聲明、一三、一八
- 一一、中國、交通兩銀行紙幣刃下に關する臨時政府聲明、一三、一八

中華民國維新政府

- 一二、中華民國維新政府成立宣言、、、、一三、二二八
- 一三、維新政府外交部當局談、、、、一三、二二八
- 一四、招商局所有財産渡讓問題に關する維新政府の宣言、一三、二二八
- 一五、黨軍の黄河堤防決潰に關する維新政府の通電、一三、二二八

蒙疆新政權

- 一六、蒙古聯盟自治政府成立宣言、、、、一三、二〇二
- 一七、蒙疆聯合委員會設立宣言、、、、一三、二〇二
- 一八、蒙疆聯合委員會設立に關する聲明、一三、二〇二
- 一九、蒙疆聯合委員會聲明、一三、二〇二
- 二〇、防共に關する蒙疆聯合委員會の聲明、一三、二〇二
- 二一、蒙疆聯合委員會聲明、一三、二〇二



四 汪精衛第二次聲明、  
五 汪精衛第三次聲明、

0053

一、帝國政府第一次聲明

一二、七、一一

相隣く支那側の毎日行爲に對し支那駐屯軍は隱忍靜觀中の處從來我  
と提携して北支の治安に任しありし第二十九軍の七月七日夜半蘆溝  
橋附近に於ける不法射撃に端を發し該軍と衝突の已むなきに至れり  
爲に平津方面の情勢逼迫し我在留民は正に危殆に瀕するに至りしも  
我方は和平解決の望を棄てず事件不擴大の方針に基き局地的解決に  
努力し一旦第二十九軍側に於て和平的解決を承諾したるに不拘突如  
七月十日夜に至り彼は不法にも更に我を攻撃し再び我軍に相當の死  
傷を生ずるに至らしめ而も頻に第一線の兵力を増加し更に西苑の部  
隊を南進せしめ中央軍に出動を命ずる等武力的準備を進むると共に  
平和的交渉に應ずるの誠意なく遂に北平に於ける交渉を全面的に拒  
否するに至れり以上の事實に鑑み今次事件は全く支那側の計畫的武  
力抗日なること最早疑の餘地なし。

思ふに北支治安の維持が帝國及滿洲國にとり緊急の事たるは茲に發

0054

言を要せざる處にして支那側か不法行爲は勿論排日侮日行爲に對する謝罪を爲し及今後斯かる行爲なからしむる爲の適當なる保障等をなすことは東亞の平和維持上極めて要なり。

仍て政府は本日閣議に於て重大決意を爲し北支派兵に關し政府として執るべき所要の措置をなす事に決せり。

然れども東亞平和の維持は帝國の常に願念する所なるを以て政府は今後共局而不擴大の爲平和的折衝の望を捨てず支那側の速なる反省によりて事態の圓滿なる解決を希望す又列國權益の保全に就ては固より十分之を考慮せんとするものなり。

二、帝國政府第二次聲明 一一、八、一五

帝國夙に東亞永遠の平和を冀念し、日支兩國の親善提携に力を效せること久しきに及へり、然るに南京政府は排日抗日を以て國論昂揚と政權強化の具に供し、自國國力の過信と帝國の實力輕視の風潮と相俟ち、更に赤化勢力と苟合して反日侮日愈々甚しく、以て帝國に

敵對せんとするの氣運を醸成せり！近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由せざるなし、今次事變の發端も亦此の如き氣勢か其の爆發點を偶々永定河畔に選ひたるに過ぎず、通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す、更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し帝國臣民の生命財產既に危殆に瀕し我居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を吞んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

爾みれば事變發生以來屢々聲明したる如く、帝國は隱忍に隱忍を重ね事件の不擴大を方針とし、努めて平和的且局部的に處理せんことを企圖し、平津地方に於ける支那軍屢次の挑戰及不法行爲に對しても、我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲め直に已むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず南京政府は我が勸告を聽か



さるのみならず却て益々我方に對し戦備を整へ、嚴存の軍事協定を破りて顧みることなく、軍を北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し、又漢口、上海その他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側か帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に亘る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んては、帝國としては最早隱忍その限度に達し、支那軍の暴戻を膺懲し以て南京政府の反省を促す爲今や斷乎たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共榮を翹望する帝國として衷心より遺憾とする所なり、然れども帝國の庶幾する所は日支の提携に在り、これかため支那における排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥事發生の根因を其除すると共に日滿支三國間の融和提携の實を擧げんとするの外他意なく、固より毫末も領土的

意圖を有するものにあらず、又支那國民をして抗日に踊らしめつ  
つある南京政府及國民黨の覺醒を促さんとするも、無辜の一般大  
衆に對しては何等敵意を有するものにあらず且列國權益の尊重に  
は最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

三、廣田外務大臣聲明

(於外務大臣官邸外人記者會見)

一二・九、二

先般近衛内閣の組織せらるるに當り、再度外務大臣として入閣し  
て以來、是非一廣田君と悠々會談し度いと希望して居た處、今日茲  
に却しく膝を交へて款談する機會を得たことは、私の甚だ欣快とす  
る所である。本日御集りの諸君の大部分とは實は既にお顔馴染の間  
柄であり、従て私として今更事新らしく私の抱懐する信念等を説明  
する必要もないと考へる。即ち嘗て私か唱導した「萬邦協和」の理  
想は今日も猶渝らず私の外交方針として始終堅持して居る次第であ  
る。

不幸にして日支兩國の間には今や眞に悲むべき事態が発生するに至つた。今次事變の發端經過等は概ね諸君の御承知の通りであるから茲には觸れぬこととする。唯、私は帝國政府が終始一貫、隱忍自重して専ら時局の平和的收拾に最善の努力を傾けた事實を特に強調し度いと感ふのである。蘆溝橋事件突發に際しては、我政府は最後迄和平解決の希望を放棄せず、支那側が屢々不信行爲を敢てしたるにも拘らず、猶現地協定の履行に依り事態の擴大を防止する爲め、最大限の忍耐を以て善慮したのである。然るに、南京政府は毫も誠意を示さず、現地協定を否認するのみならず、寧ろ中央軍を北上せしめて我に對し積極的に挑戰すると共に、各地に於て民衆の排日熱を煽り、爲に全支に亘り在留同胞の生命財産も俄に危殆に瀕するに至り、斯くて戦局は逐次擴大せらるるに至つた次第である。此間に處して、我政府が如何に事態不擴大に腐心したかは、不測事變發生を未然に防止し戦禍の波及を阻止する見地より、逸早く漢口其他長江

0059

13

流域在留邦人を引揚げ、又引續き南支及山東各地の居留民引揚を斷行したことを依ても明瞭である。言ふ迄もなく、右の措置は我方として何等の忍び難い犠牲を忍びつつ一大英斷を以て行つたのである。尙亦北支事變の急迫に鑑み七月十一日朝鮮派兵に決した際にも、我政府に於ては依然和平解決の一線の望を嚙し此の間私かに南京政府の猛省を期待したのである。斯の如く我方は最後迄和平解決に専念し、出來得る限り武力衝突の回避に努力したのであつて、右は上海に關しても全然同様である。外國筋に於ては、恰も我國が支那保安隊の我陸戦隊將兵射殺に激昂し、之か報復の爲に上海に事を構へたるかの如くに解する向がある模様であるか、我を諷ふること蓋し之より甚しきはなし。陸戦隊員射殺事件に付ては、其非擧げて支那側に在るに拘らず、我政府は極度の忍耐を以て圓満現地解決方に努力したのである。畢竟するに、上海の事態は、支那側は昭和七年の停戰協定を蹂躪し、濫に正規軍を協定地域内に進入せしめ保安隊を増

0060

14

強し、我方に不法挑戦し來つたことに起因するのであつて、上海を  
戦火の巷とせざる爲には、現に租界の安全を脅威しつつある支那軍  
を交戦距離外に撤退せしめ、軍事施設を撤去せしむることか先決條  
件であると固く信するのである。換言すれば、上海に於ける内外人  
の生命財産の安全を脅威するものは、衆を頼むて攻勢に出た支那軍  
であつて、寡兵を以て租界を死守せる我軍でないことは明白な筈で  
ある。而も我政府は同地方の平和維持を切に顧念せるか故に、列國  
共同の申出に對し折角好意的考慮を加へつつあつた矢先、支那軍は  
俄然我方に猛撃を加へ陸路、軍艦、總領事館のみならず租界内各  
所を空爆するに至り我方としても三萬の居留民防護の爲、遂に應戰  
するの已むなきに至つた次第である。要するに北支と云ひ上海と云  
ひ、何れも支那側の不法なる挑戦に依り事態悪化するに至つたので  
あるか、之は何れも、現代支那の指導者か排日政策を以て南京政府  
強化の具に供し、即ち外交を内政問題に悪用し、多年に亘り抗日の

0061

15

風潮を助長せるのみならず、更に進て赤化勢力と勾結し、對日戰備  
に汲々たりし結果に他ならないのである。最近締結を見た蘇支不可  
償條約は這般の事情を説明して餘りあるものであるか、此意味に於  
て「赤化の防壁」を以て自任する帝國は決して晏如たり得ない次第  
である。

今や我國多年の懸命なる努力も水泡に歸し、日支兩國は遂に全面的  
衝突の危機に直面するに至つた。但し我軍は唯々我正當なる權益を  
防衛し東亞永遠の安全を樹立する爲に戦ひつつあるもので、支那政  
府にして速に反省し非を改むるに於ては我政府は直に支那派遣の軍  
を收め、進て親善の手を差伸へる用意を有するものである。

尤も我國民としては斯かる不祥事を將來再び繰返すことは到底堪へ  
難い所であるから、既に事態か此處迄進展した以上は、根本的解決  
を得る見透の付く迄は既定方針に向つて固き決意を以て邁進せんと  
するものである。

0062

16

惟ふに日支兩國は古き誼を有する隣國關係にあり且亦將來永遠に隣國として親善關係を維持せねばならぬ間柄にある。而して日支間に共存共榮の理想を實現することは決して難事ではない。然らば兩國は新なる立場に於て根本的に國交を調停し、日支關係に一新紀元を劃すること必しも不可能ではない。私に於て此際東洋平和否世界平和の爲に支那政府の最も深甚なる反省を促して已まぬものである。

第三國の權益に付ては、帝國は充分之を尊重し之を保護に關し出来る限り細心なる考慮を拂ひつつあるか、一日も速に平靜状態の回復を見る様列國に於ても我方と協力せられ苟も戰禍を長引せる虞ある行爲に出づるか如きことなき様期待する次第である。第三國人にして不幸戰火の爲災厄を蒙つた向に對しては何れも同情に堪えないか何分事態擴大の責任は支那側にあることを諒承願ひ度い。最後に現下の状態に於て、通信報道が國際間の正しき諒解と眞の親善に寄與する上に於て頗る重要なる使命を有する事實に鑑み特に各

0063

17

位の御援助を懇請する次第である。

四、外務省聲明

一一、一〇、九

國際聯盟は現に帝國が支那に於て執りつつある行動を以て九國條約及不戰條約違反なりと断定し米國國務省亦同趣旨の聲明を發したるか右は今次事變の實體及帝國の眞意を理解せざるより來れるものにして帝國政府の甚た遺憾とするところなり。

今次事變は條約上明白に認められたる駐兵權に基き合法的に北支に在りたる帝國軍隊に對する支那軍隊の不法攻撃に端を發したるものにして當時蘆溝橋に於て演習に従事したるは極めて小部隊なりしのみならず當地我支那駐屯軍は平時任務の爲各地に分散配置せられ居たること、又事變勃發後日本が作戦上の不利を忍びて迄も局地的解決を計らんことに飽迄努力したることを見れば我軍の行動が何等計畫的のものに非ずして全く自衛の措置に外ならずしこと明かなり又上海次で中支各地に事變が擴大するに至りたるは支那側が一九三

0064

18

二年の上海停戦協定を破りて非武装地帯に四萬餘の優勢なる軍隊を  
入れ三千内外の僅少なる我陸軍隊と婦女子を含む約三萬の租界在留  
民とを殲滅せんとしたるに起因するものなり而して其の後の軍事行  
動の發展は偏に支那側に於て帝國の現地解決及時局不擴大の方針を  
無視し大軍を移動集結して我方に對し全面的に敵對行爲に出たる  
か爲我方も已むを得ず軍事的行動を以て之に應したるに基くものに  
外ならず要するに帝國か今日支那に於て執りつつある行動は支那側  
の計畫的排日行動に已むなくせられたる自衛措置にして而して帝國  
政府か現下の對支行動に依り支那に求めんとするものは前記對日排  
發行爲の根源を成す排日抗日政策の拋棄と日支兩國の眞摯なる協調  
に依る東亞平和の具現とに存し何等領土的企圖に出づる次第に非す  
従て帝國の對支行動は如何なる現存條約にも違反せず却て赤色勢力  
に接られ國策として執拗悪性なる排日抗日を實行し武力行使に依り  
自國內に於ける日本の權益を排除し去らんとして今次事變を招來せ

る支那政府こそ不戰條約の精神に背戻し世界の平和を脅威するもの  
と言ふべきなり。

五、九國條約國會議不參加に關する帝國政府の聲明

一一、一〇、二七

帝國政府は九國條約國會議に關する本月二十日附白耳義國政府の招  
請に回答するの機會に方り、詳細從來の経緯を敘し、弘く其の所信  
を中外に闡明せんとす。

一、支那は辛亥革命以來幾多政權の興亡ありたるも其一貫せる對外政  
策は排外にあり、殊に中國國民黨か國民政府を廣東に樹立し中央  
政權獲得の手段として大正十三年聯蘇容共政策を採つて以來其の  
排外政策は一層尖鋭露骨と爲り支那民衆の排外思想亦頓に熾烈を  
加ふるに至れり。之か爲列國にして既得の權益を犠牲に供したる  
もの比々皆然らざるなきは今尙世人の記憶に新なる所にして殊に  
最近十年支那は排外政策の目標を主として帝國に置けり。帝國は

夙に東亞諸國の親善提携か東亞安定の樞軸なるを確信し銳意之か實現の爲努力し來り、就中隣邦支那か民國革命以來次第に國家意識に目覺め來れるは日支の依存關係を強靱ならしむる所以なりとし帝國の歓迎せる所に於て、帝國は努めて支那の正當なる國民的要望に副はんとするの政策を採り、或は支那の關稅自主權回復に率先協力し、或は治外法權撤廢に關する支那の要望に對して好意的態度を表明する等、只管日支親善の増進に努力すると共に支那か之に順應し來らんことを待望せり。然るに南京政府は帝國の斯の如き同情ある態度を多とせざるのみならず、却て益々排日の武器を夥し支那に於ける帝國の權益を潰滅せしめずんば已まざらんとするの概を示し、特に最近數年來は排日及抗日を以て國內の統一、南京政權強化の具に供し、軍隊、學校に於ては排日を以て精神教育の根幹と爲し、純眞なる幼少年時代より善隣を仇敵視するの思想を注入するか如き世界に其の類を見ざるの暴舉を敢てし、其の

0067

結果帝國の平和なる通商、經濟上の活動の妨害は固より我居留民の安住をも脅威するに至り、進ては組織的恐怖行爲に迄發展し、單に茲一兩年の例に徴するも、昭和十年十一月の上海に於ける水兵殺害事件より汕頭、成都、北海、漢口、上海に於ける帝國官民の殺害、長沙、汕頭に於ける邦人住宅の爆撃等戰慄すべき事件の續發を見たり。深く事態を憂へたる帝國政府は隱忍以て幾度か南京政府の猛省を促したるも其の效なく、折柄客年暮の西安事件生し茲に國民黨共產黨の妥協成り、共産分子は抗日の旗幟の下に北支竝に滿洲國擾亂を企圖するに至り、其の勢の赴くところ遂に本年七月七日蘆溝橋に於ける支那軍の日本軍不法攻撃事件を惹起するに至れり。

ニ右事件發生するや帝國政府は之を以て日支間の大事に立至らしめさらんことを期し、直に事態不擴大局地解決の計を立て、作戰上多大の犠牲を忍んで派兵を見合せ、戰機を逸するを覺悟の上、二

0068

22

十數日に亘り積極的軍事行動を差控へ、以て慎重處理の手段を講じたるに反し、南京政府は却て梅津何應欽協定を蹂躪して南京政府直屬の大軍を續々北上せしめ、帝國軍隊を脅威すると共に現地支那軍を煽動するの舉に出で、事態は遂に全面的衝突に迄發展するに至れり。蓋し排日を國內統一の具とする南京政府は、最近兩年日本を目標として國民に對し盛に軍事思想を鼓吹する一方多量の武器輸入、要塞の構築、軍隊の訓練等により急速に軍備を強化したる結果支那軍意は自負の念に驅られ國民亦自力を過信するに至り、帝國に對して戰を挑むの風潮國內に瀰漫し、既に今回の事變前支那の言論機關は日本及日本人を敵國又は敵人と呼んで憚らざりしものにして、一度蘆溝橋に事起るや、南京政府は自ら成したる國內情勢に驅られ、帝國の情重なる態度及局地解決の方針も遂に施すに由なかりし次第なり。

る帝國臣民は愈々生命の危険に暴さるるに至り遂に多年營々建設せる生活の本據を棄て各地より全面的に引揚ぐるの已むなきに至れり。他方上海に於ては、南京政府は從來共昭和七年の停戰協定を遵守せず非武裝地帯内に密に堅固なる陣地を構築する等着々戰備を整ふる所あり、於茲帝國政府は本年六月特に協定關係國會議の開催を求め、支那側の注意を喚起したるか、支那側は聊かも其の態度を改めず、北支に於ける衝突勃發するや公然停戰協定を蹂躪して正規軍を非武裝地帯に侵入せしめ、遂に八月九日帝國海軍將兵の慘殺を契機として愈々租界攻撃の鋒鏑を現し帝國政府が停戰協定關係國とも連絡し、隱忍に隱忍を重ね、作戦上重大なる不利を忍んで、軍事衝突回避の爲最後の瞬間迄百方努力したるにも拘らず支那側は突如租界防備の帝國軍隊及我が在留民に對し空爆砲撃を加へ、寡少なる陸戰隊は固より帝國三萬の居留民殺を企圖するに至れるを以て、事茲に至りては帝國としても自衛の爲反



要するの餘儀なきに至れる次第なり。

以上に依り明なる通り今次事變の根源は南京政府の徹底的排日政策に存し、事態擴大の直接原因は南京政府が梅津何應欽協定を侵犯して中央軍を大舉北上せしめ、又上海に於て停戦協定を蹂躪して兵を租界に進めたるにあり、此に至て遂に帝國は已むなく自衛の爲應起し、此の機會に於て東亞百年の平和確立の爲南京政府の反省を求めつつある次第なり。依て今次事變解決の要諦は南京政府に於て雖然其の非を改め排日政策を抛棄し日支提携の我が國策に協調するにあるのみ。

三、願るに近年南京政府をして排日に狂奔せしむるに至れる重要な原因の一は、往年滿洲事變に際し、國際聯盟が東亞現實の事態を無視して採擇せる決議に依り支那の排日政策を鼓舞する結果を招來せるにあり。然るに國際聯盟は今又卒然南京政府の提訴を取上げ虚構の報告に依據し深く事變の原因を究明する所なく、九月二

十七日には防備最も嚴重なる南京、廣東の軍事施設爆撃を無防備都市の空爆なりと断定し、帝國を非難するの決議を爲し、更に十月六日の聯盟總會に於て帝國の行動を以て九國條約並に不戰條約違反なりと断定せるのみならず進て公然支那援助の決議を採擇したるか如きは、列國の干渉を導入して帝國を抑へんとする南京政府の奸策を支援する結果と爲り、支那の抗日決意を愈々鼓舞し事變の收拾を益々困難ならしむるものにして、往年の過誤を再び繰返しつつあるものと謂はざるを得ず。

抑も帝國今次の行動が支那側の挑発に對する自衛手段にして九國條約違反の問題を發生するの餘地なきは明なるのみならず、近時支那に於ける赤化勢力の浸潤、國內情勢の變化等に依り東亞の事態は九國條約成立當時とは著しく異なるものあり。殊に今次招請せられたる九國條約會議參加國の大多數は畢竟前記聯盟の決議に拘束せらるべきに依り、假令帝國政府に於て同會議に参加するも

滿洲事變の際に於ける聯盟の會議と同様到底公正なる結果を期待し得ず、況や東亞に殆ど利害の關係を有せざる諸國をも加へたる此種の會議は徒に日支兩國の民心を刺戟し、却て事態を益々紛糾せしめ、時局收拾に毫も資する所なかるべきを以て、帝國政府は茲に參加を拒絶せる次第なり。

帝國は今や舉國一致萬難を排して南京政府の反省を求め事態の速なる解決に邁進せんとす。然れども帝國は固より列國との協調を顧念せざるものに非ず。只日支の紛争は東亞の安定に共同の責任を負擔する兩國間の直接交渉に依りてのみ之を解決し得べきものにして、要は兩國協和の障礙と爲り常に帝國の權益を脅威しつつある南京政府の排日政策と之と勾結せる赤化勢力とを排除し、以て日支提携に基く東亞恒久の平和を確立するにあり。従て帝國は支那の民衆を敬視し、其の領土を侵略するか如き意圖なきのみならず却て支那國民の物質的精神的の向上を祈念するものにして、外

國の在支權益は飽く迄之を尊重しつつ列國と共に支那に對する文化的又經濟的協調を期し居る次第なり。故に若し列國にして能く右帝國の眞意を理解し、南京政府の反省を促すに適切なる措置に出づるに於ては茲に初めて今次事變の解決に關し帝國と協調の途を開くことを得べきなり。

六、帝國政府聲明

一三、一、一六

帝國政府は南京攻陥後尙ほ支那國民政府の反省に最後の機會を與ふるため今日に及へり終るに國民政府は帝國の眞意を解せず漫りに抗戰を策し内民人塗炭の苦みを蒙せず外東亞全局の和平を顧みる所なし仍て帝國政府は爾後國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し是と兩國國交を調査して更生新支那の建設に協力せんとす元より帝國か支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫もかはる所なし  
今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し  
政府は國民か此の重大なる任務遂行のため一層の發奮を冀望して止まず

0075

29

七、獨逸國政府を仲介とする日支和平交渉に關する  
外務當局談

一三、一、一九

國民政府か誠意を以て事件解決の希望を申出て來るならば之を拒むものにあらずとの政府の方針は豫て在京關係國大使に説明して置いた處であるか客年初冬在京獨逸大使より國民政府に於ては帝國と平和の希望あり獨逸國政府に於ては日支兩國間に直接交渉の橋渡しをなすへき旨の好意的申出があつた帝國政府に於ては前記方針に鑑み其の好意を享け在京獨逸大使を通し今次事變の解決に當り東亞永遠の平和確立上日本側に於て絶対必要と認める公正な條件を提示し國民政府に最後の反省の機會を與へたのであるか同政府は我方の寛容と獨逸政府の好意とを無視し遂に何等誠意ある回答をなし來らざりし爲帝國政府に於ても遂に一月十六日聲明の通爾後同政府を對手とせず獨自の立場に於て事變に對處するの已むを得ざるに至つた次第

0076

30

てあるか御選政府の好意的斡旋並に在支及在京御選大使の多大の盡力は帝國政府の深く感謝して居る所である。

0077

八、日支和平交渉説に對する情報部長談

一三、四、一三

最近路透及タス通信は盛に日本政府が英國政府に對し日支間の調停を依頼した旨を報道し、日本の支配階級は最近事態を憂慮し停戦を眞面目に希望するに至つたものらしいと理由まで附してまことしやかに報道してゐるか帝國政府の方針は本年初頭政府の聲明せる如く國民政府を對手とせず帝國と眞に提携するに足る新興支那政權の成立發展を期待し以て新支那の建設に協力するにある。

今や中華民國臨時政府及中華民國維新政府共に健全なる發展を遂げつつあり帝國の希望する新支那の建設將に軌道に乗りつつある際何を好んで日支兩國の調停を第三國に依頼するの要ありや。

路透及タスの報道の如きは何等か爲にせんとする徒勞の掲げた下手なパロン・デッセイに過ぎぬ。

0078

31

九、駐日支那大使館引揚に關する清報部長談

一三、六、七

帝國政府か去る一月十六日國民政府を對すとせずとの聲明を發した  
後に於ても政府當局の在本邦支那外交機關、領事機關及び在留華僑  
に對する取扱は極めて寛大で殊に在京支那大使館員に對しては暗  
號電報の受理、租税の免除、議會傍聽等他の諸外國の大使館員と  
同様の特殊榮譽を認め又財産建物に付ても我方官憲に於て充分の保  
護を加へて居るのである

現下の事變に拘はらず漢口政權に屬する外交機關か斯の如き寛大な  
る取扱を交けつつあることは蓋し國際法上に於ても類例なき所であ  
らう

然るに最近の清報に依れば漢口政府は近く在京支那大使館を閉鎖す  
ることに決定せりとのことである其の理由か那邊にあるかは知らな  
いか右は漢口政府の任意の措置であつて日本政府の關知する所では

る

尙引揚後の同大使館の建物に付ては我方官憲に於て充分の保護を加  
ふべきことは勿論の次第である

十、王寵惠の和平論に關する情報部長談

一三、六、二二

二十二日香港及上海發同盟に依れば支那外交部長王寵惠君は二十一日獨逸人記者と會見し「外務省スポークスマンは「日本は蔣介石政権の合法性を否認するものではない」と言明したか右は明に日本が蔣介石政権の不承認を押し切る意思のないこと即ち日本政府が平和的解決の可能を考へてゐることを物語るものなる旨陳述した事であるか自分は六月八日外人記者の質問に應へ一月十六日の帝國政府聲明は將政權を和平交渉の對手とせざることを意味するものと説明せることに止り政權の合法性云々に觸れたことはない。王寵惠君か日本との平和的解決を希望し都合よく之を利用せんとする衷情は察するに難くはないか將政權を對手とせずとの帝國政府の方針は依然之を堅持するものなることを指摘して置かう

十一、聯盟規約第十六條適用に關する情報部長談

一三、一〇、三

帝國政府は今時事變發生以來聯盟規約の豫見するか如き手續を以てしては其の公正妥當なる解決を期待し得ないとの見解を採り遂に規約第十七條第一項に依る理事會の招請を拒絶したか去る三十日理事會は第十七條第三項に依り聯盟國は日本に對し規約第十六條を個別的に適用し得との報告を採擇した第十七條第三項の適用に依り聯盟は茲に日支間に戰爭狀態の存在を認定する結果となるのであるか右は在支權益の尊重問題に關聯し日支間に戰爭狀態の存在せることを辭柄とする列國の態度と矛盾するものであつて帝國政府の重視する所である又前記理事會の決定に従ひ帝國に對し第十六條の制裁措置を實行し來る國かあれば帝國政府は之に對し對抗措置を講ずるの決意あり帝國は聯盟脱退後も世界平和に寄與する見地から聯盟の平和的社會的技術的分野に於ける事業に協力して來たか是等の分野に於ける協力機關に於ても今時事變發生後は其本然の任務を逸脱して政

治的論議を試み事毎に支那に於ける帝國の行動を諍謗するの態度に出で遺憾とする所妙からさりしか今や理事會は對日制裁適用に關する報告を採擇し日本と聯盟の對立關係は明となつた事茲に至つては從來帝國が聯盟に對し執り來つた方針は是を維持すること困難とならざるを得ない

帝國は聯盟か一部の國の策動に誤られ今回の如き決定をしたことは聯盟の爲寧ろ惜しむ處である只今後聯盟各國は理事會採擇の報告の實行性及其齎すへき結果に付深く考慮を加へ慎重なる態度を取らん事を一重に希望する

0083

十二、聯盟諸機關との協力終止に關する情報部長談

一三、一一、二

一、昨年支那事變發生し九月十二日支那側か之を聯盟に提訴して以來總會及理事會は帝國の對支行動を九國條約及不戰條約違反と認定し支那に對する精神的援助を約すると共に聯盟國に對し個別的に對支援助を勸奨し又我軍の無防備都市空襲や毒瓦斯使用を云々し帝國を非議する諸決議を採擇したか今秋の理事會は更に支那側の要求を容れ規約第十七條を支那事變に適用し遂に九月三十日同條第三項に依り各聯盟國は帝國に對し規約十六條所定の制裁措置を個別的に執り得との報告を採擇するに至つた。

抑最近聯盟の活動を見るに其の創立時代の理想と離れ少數列國暗躍の温床となつたことは明瞭で且今回自己の無力に目を蔽ひ帝國に對し聯盟創立以來最初の非聯盟國に對する制裁條項の適用を敢てするに至つたことは正に帝國に對する不當干渉たるのみならず

0084

又悪意ある策動と認めざるを得ない。斯の如き聯盟の實體並に對日態度に鑑み政府は茲に聯盟諸機關との現存協力關係を終止する方針を決定し今回御裁可を経て二日附其の旨天羽國際會議帝國事務局長より聯盟事務總長へ通達せしめた。

一、昭和八年三月帝國が聯盟脱退の通告をなせる際爰しくも御詔書を浚發せられ帝國の憐ふ所を御指示あり、爾來政府は聖旨を奉體し聯盟離脱後も聯盟の平和人道的諸事業に参加して來たのであるが不幸今回の聯盟決議の結果帝國は向後之等の協力を終止することと爲つた。然し之は聯盟なる機關を通し行はるる國際事業に對する参加が終止されたことを意味するに過ぎないので前項御詔書の旨は柄として存し帝國政府は之を奉體して平和各般の企圖は向後亦協力して渝るなく尙依然として人類の安寧福祉を目的とする國際事業に參與協力するに努むるであらう。

0085

43

十三、帝國政府聲明 一三、十一、三

今や、陛下の御稜威に依り、帝國陸海軍は、克く廣東、武漢三鎮を攻略して、支那の要域を蹙定したり。國民政府は既に地方の一政權に過ぎず。然れども、同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これか潰滅を見るまで、帝國は斷して矛を收むることなし。

帝國の冀求する所は、東亞永遠の安定を確保すへき新秩序の建設に在り。今次征伐究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に亘り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是れ實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。

帝國が支那に望む所は、この東亞新秩序建設の任務を分擔せんことに在り。帝國は支那國民が能く我が眞意を理解し、以て帝國の協力

0086

44



に應へむことを期待す。固より國民政府と雖も從來の指導政策を一擲し、その人的構成を改替して更生の實を擧げ、新秩序の建設に來り參するに於ては敢て之を拒否するものにあらず。

帝國は列國も亦帝國の意圖を正確に認識し、東亞の新情勢に適應すへきを信じて疑はず。就中、盟邦諸國從來の厚誼に對しては深くこれを多とするものなり。

惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は、我々華國の精神に淵源し、これを完成するは、現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。

帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して、愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるへからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。

0087

一、中華民國政府聯合委員會成立宣言

一三、九、二二

國民黨政權を専らにし輕々しく戦端を開きてより兵の敗退潰滅枚擧に逼なしこの時に當り臨時維新兩政府は時勢の要求に應じ何れも戦禍を緩和し國交を恢復し中國垂死の難民を救ひ以て東亞百年の大計を樹立せんとするの目的を以て相前後して成立せり、爾來數ヶ月審かに事態の推移を見るに兩政府の分離状態を以て重要なる政務遂行に積極的なる能はざる感みあり、然れとも直ちに中樞機關を樹立せんとすれば尙慎重考究を要するものあり、依つて幾度か検討を加へ商議を重ね今日遂に中華民國政府聯合委員會を組織し救國の精神に基き協力一致して以て反共の實を擧げんとするに決定せり、其の責任重大なりと云ふへし、本會を組織せる兩政府は素より嘗つてこの目的達成に努力すへしと雖も望むらくは朝野の諸賢も深く民衆の難苦を明察し本會に參加協力して以て國脈の保全に力め一般民衆又

0088

445

446

國民黨政府の宣傳を誤信し之に盲従することなく速かに迷夢より覺め安危利害の別を明かにして以て其の福利を享受するの道に進むべし、今や共產黨は中國の危機に乘し統一の爲には聯共によらざるべからずと偽り、先づ國民黨政府内部の蠶食を試み將に中華全土を赤化せんとしつづめる事、遍く世人の知るところとなれり然かるに蔣介石は頑迷にして悟らず容共を以て飲酖止渴の策となし、徒黨を率ひて無爲の宣傳に狂奔し敢へて立國の道を構せず、専ら外國人を煽惑し、國內有識者に對しては或は脅迫により或ひは食はすに利を以てし之を陷穽に導き、遂に山曲の險を恃して戰禍を延長せしめ以て今日の局面を醸成せり、我か兩政府同人及び聯合委員會は斯くの如き悲惨なる國家の穢性と國民の無窮の悲痛とを坐視するに忍びず敢へて抱負を掲げ今日實行に移さんとす若し夫れ中國にして反共の實を擧げんか國事必ず安定すべし、國事安定せば即ち東亞の平和立ちとるるに實現し、東洋の平和實現せば即ち世界は擧げてその利福を

0089

47

享受するに至るべし、聯合委員會成立の意義實に茲に存す、世界有識人士克くこの誠をくみ、その意を達し協力を惜しまされは即ち從來友誼關係に在るものは素より皆兄弟朋友たり、之に反して蔣に蔣を擧げて共產黨と相通し表に傍觀を裝ひて國內同胞の水深火熱の苦痛を助長し以て漁夫の利を收めんとするものあらんか吾人之と陸養を厚ふせんとするも能はざるなり、惟ふに我か誠意のあるところ必ず全福の支持を受くべしと信す、之實に中國全部の興亡禍福の岐れるところなり

謹んで茲に中外に向つて宣言す

中華民國二十七年九月二十二日

中華民國聯合委員會

48

0090

二 中華民國政府聯合委員會第二次宣言

一三、一一、四

我が中華民國は從來禮儀文物の邦地とせられ有史以來未だ曾つて邪説の横行今日の如く甚しきを聞かず、蔣介石政權を把持してより兵權を私し、己れの欲せざるものを排撃し、其の虐政筆紙に盡し難し、西安に監禁せらるや自己の生命身體の保全を急ぎ共黨と勾結し國家の大本を紊り、暴虐戰を挑み遂に中華の國土を水深火熱の禍に陥れ近くは廣東、漢口又相次いでこれを喪ふ、顧れば爾來一年有半、長江、黄河、珠江の流域は民家灰燼に歸し農産水に没す、これ悉く焦土政策の犠牲なり、彼蔣介石は自らその首を刎ねて天下に謝するも尙以てその罪を償ふに足らず而もなほ大言壯語して恥を知らず、悔悟の色無く今更は抗戰を續け以て旦夕の命を永へんことす、民衆の生命財産を犠牲となすこれより甚しきは無し、斯くの如く頑迷にして覺らざれば、幸にして戰禍を免れ僅かに殘存する西北、西南の數省

0091

49

も、踵を接して渦中に入り戰火の禍を被り、まさに人類無からんことす、

本會は一髮千鈞の責任を負ひ、踏んで我が父老兄弟に對し誠意を披瀝して所信を開陳す、正と邪とは二つなから存し難く反共にあらずれば國を救ふ能はず、倒蔣にあらざれば共產黨を一掃すること能はず、反共倒蔣を實行せざれば和平を顯現するを得ず、和平實現せざれば即ち我が全國の人民を死より救ふに策なし、焉んそよく復興建設を企圖し得んや、若しそれ新政權當局と共に協同奮闘することなくなほ徒に赤化を助長し蔣一人を擁護せんか途に迷ふこと益々深く國命傾き國土滅亡せん、その期に至りて臍を噛むも何そ及はん、生死の關鍵は目前須臾の間にあり、和平の曙光は全國民衆協力の上にあるあり、吾人は速かに蹶起して救國の途を計り誓つてこの言を實踐すへし

0092

50

事變以來時を閲すること十八ヶ月、死傷の慘たる犠牲の大なる史上未だ嘗つて見ざる所、寔に兵は凶にして戦は危し寒心に堪へざるなり、この過程に於て日本政府は屢々聲明を發して事態解決の道を示し誠意善隣の義の重きを説かるるに拘らず、容共の國民黨政府は共匪の煽動にかられ友邦の誠意を悟らず中國四億の民衆をして暗澹たる覆亡に向はしめつつあり、何ぞ慨嘆に堪へん、昨年十二月二十二日近衛首相の聲明は中日國交の調整根本方針を虚心坦懷に闡明し將來に對する大信念を表示するに足るものなり、其の我國に隣邦敦睦協同防共、經濟提携の三點を期待せるは寔に東亞永遠の平和を維持する原則なり、而してこの三者の實行方針と範圍についても具體的の説明ありその周到なる聲明は實に中國領土の侵略、戦費賠償の意なきのみならず、中國の政權を尊重し、行政の獨立を確保し、更に

進んで治外法權の撤廢及び租界の返還に就ても又考慮を加へられ識慮の深遠なる中日二大民族福祉の始基となすに足る、今春平沼内閣成立するや前内閣と同一の政策を堅持する旨聲明せられ、日本政府の確固たる決意は實に反共、反蔣にあること疑ひなし、本聯合委員會は右日本政府の聲明に對して既に無限の同感を有するものにして黨部要人汪精衛先生も亦最近前非を悔悟し黨部の爲すなきを見、復興の策を圖る和平解決を宣言し以て東亞前途に無窮の安寧を樹立せんとす、惟ふにこれら中國に於ける識者は蔣を援くる者を以て天下の公敵と認めざるなし、然るに黨府一派は今尙覺めず頼み難き外力に墮り、民衆の生命と中國の資源とを蕩盡して餘すところなく喪心病狂ここに至つて極まれり、中華民國臨時、維新兩政府は建立以來累次闡明せる如く皆反共救國を宿志となし和平實現を究極の目的となせり、この精神に基き兵禍を終熄せんことを願へり、既にこれに賛同するもの少なからず、今や和平既に曙光を現はし宜しく速かに

外は友邦と友誼を厚くし共匪を除き黨治を廢棄して民衆と共に覺醒せん、本聯合委員會はこの難局に當り將に時期の到來を待ち國家の治をはからんとするものなり、邦人君子願はくは國共一派の宣傳に迷はされず自ら誤り邦を誤ることなく協力一致東亞和平の到達に竭されんことをそれ共にこれを勉めよ、

0095

中華民國政府聯合委員第四次會宣言 一四、三、三〇

今や我國新興政權の基礎益々鞏固ならんとす、これ固より各自民衆の熱烈なる支持と友邦の誠意ある提携との賜なり臨時維新兩政權が國民黨政府の批政、惡政を一掃し水火の中より民衆を救ひ再び天日を仰かしむるを得たるは本委員會の誠に欣快とする所なり、蔣介石及其の黨軍閥は國政を恣にし、私利のみ計り毫も人民の苦痛を顧りみず、惡逆無道遂に全世界人道の公敵たる共產黨と結び隣邦と事を構へ人民を塗炭に苦しめ水火滅亡の淵に陥れんとせり、此の秋、天中國を見棄てさりしか時に應じて新政權生し順逆成敗の數自ら明かにして黨權の壞滅は指呼の間に迫るの感あり。

然るに英國、ソ聯等の國家は公然と援蔣の策謀を講らし飽く迄東亞民族を犠牲にし以て戦火の延長を計り以てその毒計を遂げんとす、その陰謀惡辣なることこれに越ゆるなし、我國民衆にして既に之等援蔣の關係を察知しこれか排撃を遂行しつつある時に當り強國の雄

0096

54

たる友邦日本かこれに影響さるる所毫も無き事は勿論にして英ソの深謀如何に拘らす兩政府及び友邦日本の防共滅蔣の進行は決して止るものにあらず、本聯合委員会は更にこの趣旨を天下に明示して新政府既定の國策を擁護し、この歴史的に一大危局を救はんとなす、斯くして後始めて東亞の曙光は開け、世界の前途は希望に輝くべし、茲に頑迷にして悟らす鵝蚌を争はしめて漁夫の利を計る狡吏共賊平和の惡魔を俱に排撃するにほ一層の勢力を拂はさるへからず、特に茲に宣言す

0097

五 中華民國政府聯合委員會聲明 一四、三、三〇

臨時、維新兩政府成立の初め齊しく聲明せるか如く、凡そ各國の蔣政權に對する金錢、物資の貸與は一切承認し能はざる所にして、昨年九月兩政府聯合委員會成立に際しても鄭重に聲明せる所なり、當時我國民衆も歐米諸國に迫り蔣政權に對する金錢、物資の供給停止を要請し、然らざるものは我國民の公敵たるべきことを宣言せり、然るに各接蔣國は「借力殺人」の計を施し、以て中國を犠牲とし東洋平和の實現は彼等にとり不利なるを惧れ益々その毒牙を伸けしめて戰期の延長を來し、既に今日迄再三巨額の借款に應じたり、今や蔣政權既に瀕死の危機に際し又復英國は一千萬磅の借款を與へたり、其の眞意を計るに之實に財力により東洋平和を阻害せんとするものにして中國人民の戦火による重大なる犠牲に對し恬として顧みざるものなり、蔣介石の惡慮非道なる既に人民の公敵にして絶對にその存在を許さざるところ、而して彼の借款供給國か故意に四億の人民

56

0098

55

を毒し之を死地に陥れるものに對しては凡そ血氣あるものは憤激之を仇敵視せざるなし、よつて茲に切實に宣言し事變以來各處と蔣政権との間に結はれたる一切の借款その他契約は一律に無効なる事は素より若し接蔣各處か依然斯の如き反平和行動に出る以上兩政府成立當時聲明せる對第三國友好精神も之を保持するに由なく、既得權益の尊重も又實現し待ざるに至る可きを聲明するものなり、民意の存する處特に茲に宣言す

0099

57

中華民國臨時政府宣言

一一一、一一二、一一四

國民黨政柄を竊據して民衆を齷齪する事十有餘年災禍洵りに臻り税劍苛細、内に民生を剝奪して虐政相踵き時に大地日に崩れ反復して共黨を容納す、倒行逆施して、社稷の將に顛覆する事を願みす、猶且恬として恥を知らず、共黨の唾餘を拾ひて一黨權は一切の上にあるの邪説を唱へ國家を私す、遂に釁を隣邦に構へ同種相食む、口に焦土抗戦を呼號するも百戰百敗、數月を経ずして國都を喪ひ省市の半數を喪ふ、夫れ既に内容の朽腐を知らは何すれそ輕卒に干戈を動かす又既に戰備十年にして如何して斯くも脆きや、頻年國防を名に託して消耗せし金錢幾十億に達すや測り知るへからず、若し正途に用ふれば斯かかる推枯拉朽に至らざるへし、而かも其の大部分を差服せしは審核を俟たずして明かなり、彼等は廉潔を標榜すれと實は金を外國に運び名を化して貯金となしある事公然の秘密なり、

0100

58

又正義に靡恥を偶道するも魍魎魍魎白晝公然として出て要路を蹂躪し綱紀を蕩然せしめ加ふるに公論を撲滅し黑白を顛倒し屠く狂犬を飼ひ正人を狙殺せし事十有餘年來の事實たり、今や首都既に受ひて惶惶として逃避し自ら收拾すること能はず、同胞の生命何處にか託せんや

茲に同人相謀りて中華民國二十六年十二月二十六日北京に於て臨時政府を樹立す、志は民主國家を回復し汚穢なる黨治を洗滌するにあり、絶對に共產主義を排除するにあり、東亞の道義を發揚し世界友邦との敦睦を厚うするにあり、産業を開發し民生を向上するにあり、權責を制定し中外相安んせしむるにあり、凡て従前政府の對外事務にして既に國民に公にしたるものは吾人之に代りて一切の義務を負ふ、萬惡の國民政府宜しく容共の非を悟り民衆を誦せし罪を陳謝し又引咎下野して人民に政權を還すべし、若し頑として大言壯語をほ止めずして其の罪を掩はんか陸沈の禍は形容すべからざるものあり、

0101

59

0102

以上の如く國民黨の政策悉く誤れるも國民黨中にも老成碩望の士に乏しからず、吾等と同じ心理を有する者あり、吾人は初めより區域分別の見解を有せず諸公光臨せられなは共に大局支持に當らんとす要するに東亞の同志なるか故に決して一率に排斥するの意なし、天下は公器なるを以て一黨一派の壟斷を許さず、區々たる心は天日に誓ふべし、同人は世變に飽經し垂暮の年にて何等の企圖なし、但し中國人として祖國の手により祖國の断せらるを見るに忍ひず故に暫し立ち上りて大難を冒して其の所信を遂行するものなり、然し將來に於て國家の政治軌道に復歸すれば吾等は相携へて郷里に歸るべし茲に宣言す

中華民國二十六年十二月十四日

中華民國臨時政府

60